

令和5年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
補助対象事業者 の外注業者選定 について （社会福祉課） 報告書 23 頁	【指摘事項】（福島県避難者見守り活動支援事業） 補助対象事業者が外注業者を選定する方法について、本補助金の交付要綱及び実施要綱には特段の記載はなく、実施要項に「社会通念上相応の単価を用いること」とあるのみで、選定の仕方は補助対象事業者に委ねられている。 県が外注業者を選定する際は、県が定めた契約手続の取扱い等に従って選定作業が行われる。補助対象事業者が支出する外注費は税金その他の貴重な財源でまかなわれていることを考えれば、支出額の適正性を確認するために補助対象事業者に対しても県と同等の選定ルールを求める必要がある。県担当者に確認したところ、今回補助対象となった事業者は公募型プロポーザル方式によって業務委託契約先を選定しているとのことであるが、県と同等の選定ルールが必要であることを明確にするため、交付要綱または実施要綱に明記するべきである。	福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金交付要綱に、契約に関する手続について一般競争入札が原則となる旨を明記した。
補助対象事業者 の募集について （社会福祉課） 報告書 23 頁	【指摘事項】（福島県避難者見守り活動支援事業） 当該補助金は、東日本大震災直後に各市町村に設置された災害ボランティアセンターから避難者見守りに関する業務を引き継いで業務を行っている団体に対するものであり、令和4年度は4団体に交付されている。 県担当者によると、補助を開始した経緯、避難区域の解除等に伴う避難者の減少、国庫補助額の減額によって当該事業は年々縮小していることから、当該補助金をホームページ等で公表して新規の補助対象事業者を募ることはしていないとの説明であるが、同様の活動を行う事業者が他にいないことが明白でない限り、当該事業者が補助金を受給する機会を逸することがないようにする必要がある。 公平性を確保する観点から、県は補助対象事業者の募集について、ホームページ等において公表するべきである。	社会福祉協議会が行う地域見守り事業の延長（一環）として行う避難者見守り事業に補助しており、包括的に地域の見守りが可能で、かつ、複数の関係団体との円滑な連携の確保が見込まれる公共性の高い団体は社会福祉協議会及び民生児童委員協議会等以外には想定できないが、公平性の観点から補助団体の募集について県公式ホームページに掲載する。
申請書の様式に ついて （社会福祉課） 報告書 25 頁	【指摘事項】（福島県生活福祉資金貸付事業） 補助対象事業者が県に提出した申請書は、交付要綱が求める第1号様式とは異なる形式で作成されており、また、第1号様式が求める記載項目のうち「本件責任者氏名」が明記されていない。 県担当者からは、「様式とは若干異なる形式で記載されているが、当	交付要綱で定める様式にて受領し直した。

	該補助対象事業者の責任者は担当者と同一と理解しているため、様式で求めている事項は記載されていると解した」旨の回答であったが、交付要綱が様式を定めている以上、様式から外れた書類は受領すべきではない。	
申請書及び添付書類間の不整合について (社会福祉課) 報告書 25 頁	【指摘事項】(福島県生活福祉資金貸付事業) 補助対象事業者が提出した申請書の表題は「令和4年度福島県生活福祉資金貸付事業補助金(生活福祉資金貸付原資)補助金交付申請書」となっており、また、生活福祉資金貸付事業補助金所要額調書(別紙1)や生活福祉資金貸付原資及び欠損補てん積立金予定(別紙2)における記載区分も「貸付原資__生活福祉資金」となっている。しかし、生活福祉資金貸付事業計画書(別紙3)には、補助対象は「生活福祉資金貸付事業推進事務費__市町村社協事務費」と記載され、交付申請書、別紙1及び2と整合していない。 県担当者に質問したところ、「本申請は貸付事業推進事務費に係る申請であり、別紙3が正しい」旨の回答であった。すなわち、交付申請書の表題は「令和4年度福島県生活福祉資金貸付事業補助金(生活福祉資金貸付事業推進事務費)補助金交付申請書」と記載すべきところを「令和4年度福島県生活福祉資金貸付事業補助金(生活福祉資金貸付原資)補助金交付申請書」と誤記載し、別紙1は「貸付事業推進事務費」の区分に記載すべきところを誤って「貸付原資__生活福祉資金」に記載したものを受領してしまったとのことである。また、貸付事業推進事務費の場合には別紙2は提出不要とされているため、受領する必要のない別紙2を誤って受領してしまったとのことである。 交付要綱に沿った運用をすべきであり、また、申請書の記載に誤りがあるならば申請書を受領すべきではない。	正しい表記の申請書及び交付要綱で定める様式を受領し直した。
実績報告書及び添付書類間の不整合について (社会福祉課) 報告書 26 頁	【指摘事項】(福島県生活福祉資金貸付事業) 補助対象事業者が提出した事業実績報告書の表題は「令和4年度福島県生活福祉資金貸付事業補助金(生活福祉資金貸付原資)に関する事業実績報告書」となっており、また、生活福祉資金貸付事業補助金精算書(別紙4)における記載区分も「貸付原資__生活福祉資金」となっている。なお、生活福祉資金貸付原資及び欠損補てん積立金計画(別紙5)及び生活福祉資金貸付事業報告書(別紙6)は添付されていない。 県担当者に質問したところ、「本申請は貸付事業推進事務費に係る申請であり、別紙2同様別紙5は添付不要である」旨の回答であった。すなわち、事業実績報告書の表題は「令和4年度福島県生活福祉資金貸付	正しい表記の実績報告書及び交付要綱で定める様式を受領し直した。

	事業補助金（生活福祉資金貸付事業推進事務費）に関する事業実績報告書」と記載すべきところを（生活福祉資金貸付原資）と誤記載し、別紙4は「貸付事業推進事務費」の区分に記載すべきところを誤って「貸付原資―生活福祉資金」に記載したものを受領してしまったとのことである。また、貸付事業推進事務費の場合には別紙5は提出不要とされているため、受領する必要のない別紙5を誤って受領してしまったとのことである。さらに、交付要綱が求める別紙6の添付が漏れている。 交付要綱に沿った運用をすべきであり、また、実績報告書の記載誤りや書類の添付漏れがあるならば実績報告書を受領すべきではない。 誤った記載の申請書を使って交付決定が行われ、実際の支出と異なる記載の実績報告書をもとに成果確認が行われて「適正に執行されたものと認める」旨の結論となっている。交付申請のチェック作業も成果確認作業も問題があるといわざるを得ない。規則等のルールに沿った運用をすべきである。	
仕入税額控除報告書の回収について （高齢福祉課） 報告書 28 頁	【指摘事項】（福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業） 補助金交付要綱第12条は「補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式3）を知事に提出しなければならない」旨を定めているが、令和4年度に交付した補助対象事業者567法人のうち、令和5年12月20日時点で提出済の報告書は341件しかなく、回収率は6割に留まっていた。速やかな回収に努めるべきである。	令和4年度の上半期分として補助金を交付した補助対象事業者567法人のうち、令和6年11月15日時点で報告書の提出があった法人は547法人で回収率は96%となっている。 未提出法人に対しては、引き続き機会を捉え督促を行い回収に努める。
補助対象事業者の建設業者選定について （高齢福祉課） 報告書 30 頁	【指摘事項】（小規模介護施設等整備事業） 補助対象事業者が建設業者を選定する方法について、本補助金の交付要綱には特段の記載はなく、選定の仕方は補助対象事業者に委ねられている。 県が建設業者を選定する際には、県が定めた契約手続の取扱い等に従って作業が行われる。また、保健福祉部が交付する他の補助事業では、交付要綱に「ハード整備事業者がハード整備事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない」旨を明記し、補助対象事業者に県と同様の契約手続を求めているものもある。 県担当者に確認したところ、「県が当該事業を実施することとなった際に参考とした国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領には、契約手続の取扱いに関する規定が明記されている。理由は不明であるが、	令和6年10月に地域医療介護総合確保基金事業の実施要綱を改正し、補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠する旨明記した。

	県が交付要綱を作成した際には契約手続の取扱いに関する規定は盛り込まれなかった」とのことである。 確認したところ、今回補助対象となった事業者は条件付き一般競争入札によって建設業者を選定していたが、県と同等の選定ルールが必要であることを明確にするため、交付要綱等において、事業実施で締結される契約手続は県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない旨を明記すべきである。	
資料の保存期間について (高齢福祉課) 報告書 33 頁	【指摘事項】(社会福祉施設整備事業) 福島県補助金等の交付等に関する規則には以下の記載があり、補助事業等により取得した財産の処分に一定の制限を加えている。 (財産の処分の制限) 第 18 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第 6 条第 1 項第 4 号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。 (1) 不動産及びその従物 (2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの (3) その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの 2 前項のただし書きの場合において、補助事業等の財源の全部又は一部が国が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の処分の制限の期間と同じ期間とする。 これは、補助の目的にそって財産が使用されることを確保することを目的としたものであり、制限される期間は財産の耐用年数を勘案して定めることとなっているため、当該補助事業の対象資産はその間処分が制限されることになる。 よって、補助対象事業者が当該条項を遵守しているかを監督するためには、県は当該補助金に係る書類を当該補助財産の処分制限期間が経過するまで保存する必要があるが、県のルールでは補助金に係る書	指摘事項を踏まえ、当該補助事業に係る文書について、保存期間の満了により処分する際、補助概要等が分かる部分をデータ化（リスト、PDF 等）し保存することとした。

	類の保存期間は5年となっており整合していない。 今回、当該補助金導入初期の情報を得るため事業導入初年度（平成17年度）の資料の提出を求めたが書類はすでに破棄されており、平成28年度以前の資料は保存されていなかった。すなわち、補助の目的にそって財産が使用されているか、財産が耐用年数経過前に処分されていないかを検証するための資料は県にはもう残されていないのである。一方、同じ部内であっても、財産処分制限期間の間は書類が保存されている補助事業もあり、実際の書類の保存期間は部内で統一されていない。 規則第18条の実効性を確保するため、補助金に係る書類の保存期間は規則第18条と整合させるべきである。	
実績報告について （保健福祉総務課） 報告書 36 頁	【指摘事項】（福島県立病院事業費補助事業） 県が交付した補助金は、福島県立病院事業の人件費や本局経費等の医業費用等に充てられている。そのうち、医業費用の統括管理費は、交付申請時の支出計画額は199,711千円となっていたが、実績報告時の決算（見込）報告書では238,435千円と記載され、実績は計画額を38,724千円（+19%）超過していた。 実績が計画額を超過した理由について県担当者に質問したところ、超過した理由だけでなく、当該項目の計画額と実績に乖離があること自体を把握していなかった。 統括管理費は固定費的要素が強く、また、その計画額は必要と見込まれる支出を精査した結果である。それにも関わらず、実績が計画額を2割も超過しているのだから、県は成果確認調査の段階でその理由を確認すべきであろう。医業費用全体では、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等で減少しているものの、内訳項目の検証をしなくてよい理由にはならない。確認を行わないまま調査を完了していることは問題である。 補助金は税金その他の貴重な財源でまかなわれているのだから、県には補助事業が能率的に遂行されているか監督する責任がある。実効性のある成果確認調査をお願いしたい。	成果確認の際は、補助金等交付要綱に定められている実績報告書等の書類を細密に審査し、必要に応じて病院局へ確認する等、補助金が目的に沿って遂行されているか、金額の増減を含め調査することとした。
仕入税額控除について （地域医療課） 報告書 38 頁	【指摘事項】（福島県地域医療復興事業補助金 警戒区域等医療施設再開支援事業） 消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。 （消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還） 第12条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申	令和6年5月28日に該当交付要綱の改正を行い、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還について、返還を伴わない場合も報告を要すること及び返還が生じた場合は返還を命じるものとする旨明記した。 併せて、補助事業者に対し、改正内容について通知した。

	告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を、福島県地域医療復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第 11 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。 現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないうまま終了する可能性が高い。 消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。 また、上記交付要綱 12 条 2 項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。 したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。	
仕入税額控除について （地域医療課） 報告書 40 頁	【指摘事項】（福島県地域医療復興事業補助金 双葉地域公設医療機関等整備支援事業） 消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。 （消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還） 第 11 条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を、福島県地域医療復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第 11 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。 現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを	令和 6 年 5 月 28 日に該当交付要綱の改正を行い、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還について、返還を伴わない場合も報告を要すること及び返還が生じた場合は返還を命じるものとする旨明記した。 併せて、補助事業者に対し、改正内容について通知した。

	確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないまま終了する可能性が高い。 消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。 また、上記交付要綱 11 条 2 項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。 したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。	
仕入税額控除について (地域医療課) 報告書 42 頁	【指摘事項】(福島県地域医療復興事業補助金 双葉地域二次医療提供体制整備事業) 消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。 (消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還) 第 11 条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を、福島県地域医療復興事業仕入に係る消費税相当額報告書(第 11 号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。 現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないまま終了する可能性が高い。 消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。 また、上記交付要綱 11 条 2 項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命	令和 6 年 5 月 28 日に該当交付要綱の改正を行い、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還について、返還を伴わない場合も報告を要すること及び返還が生じた場合は返還を命じるものとする旨明記した。 併せて、補助事業者に対し、改正内容について通知した。

	じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。 したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。	
仕入税額控除について (新型コロナウイルス感染症対策事務局) 報告書 46 頁	【指摘事項】(福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業補助金) 消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。 (消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還) 第 11 条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に関する消費税仕入控除税額が確定した場合は、第 8 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。 現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われぬまま終了する可能性が高い。 消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。 また、上記交付要綱 11 条において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることがある」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「ことがある」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。 したがって、「ことがある」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。	未提出者に対して、消費税仕入控除税額が無かった場合も含めて消費税仕入控除税額報告書を提出するよう公文書を発出し、提出させているところである。 交付要綱の改正については、本事業が令和 4 年度で終了していることから、行わないこととするが、今後、同種の事業で交付要綱を制定する際には、指摘事項を踏まえ適切に規定していく。 なお、「返還あり」のものに対しては、すべて返還を命じて納付させているところである。

添付書類の省略について (児童家庭課) 報告書 58 頁	【指摘事項】(福島県児童養護施設等生活環境改善事業) 本補助金の申請について、交付要綱には以下の定めがあり、申請書に添付しなければならない書類は交付要綱で規定されている。 (申請書の様式等) 第 4 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、次世代育成支援対策施設整備事業補助金交付申請書(様式第 1 号)とし、その提出期限は、知事が別に定める。 2 規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。 (1) 申請額算出内訳書(様式第 2 号) (2) 事業計画書(様式第 3 号) (3) 歳入歳出予算書(見込書)の抄本 (4) 見積書の写し 検証対象となった補助対象事業者が提出した交付申請書を確認したところ、要綱が定めた書類が添付されていないものが検出された。 県担当者は、「本補助事業は、実施設計及び当該実施設計に基づく建築工事が対象であり、令和 4 年 4 月 1 日の申請時点では実施設計前であるため、工事の基本的なプランや概算に基づいて審査することとなる。補助申請事業者からは令和 2 年度から継続して相談を受けており、令和 3 年度には国庫協議の段階で事前に事業内容に関する資料の提出を受けていたため、実施する事業内容については事前に把握・確認している」と説明するが、申請後に変更が生じた場合には交付要綱に従って変更申請をすればよいだけであり、申請時に添付書類を提出しなくてよい理由にはならないだろう。 本事業は、建築工事費だけでなく前段階の実施設計までもが補助の対象となっているため、それが理由で交付要綱の条項から逸脱したというのであれば、可能な範囲で事前に交付要綱自体の見直しを検討すべきである。県は令和 2 年度から継続して相談を受けていたのであるから検討する時間は十分にあったはずであり、それを行っていない以上、交付要綱に即して運営すべきである。	再発防止のために、「福島県次世代育成支援対策施設整備事業補助金指令前着手規定」の改正を行った。 実施設計の契約が未済かつ実施設計料を補助対象経費に含めて本補助金の交付申請を行うことが見込まれる場合に限り、本補助金の交付申請よりも前に指令前着手申請書を提出することができるものとした。 なお、上記の場合は、指令前着手申請書に併せて事業計画書も提出を求めることとしている。
必要書類の不備 (医療人材対策室) 報告書 68 頁	【指摘事項】(福島県地域医療復興事業補助金) 申請要件において「平成 23 年 3 月 1 日現在と、申請年度の前年度分の損益計算書、貸借対照表を比較して、医業利益や経常利益の赤字により、病院収支の悪化や病院の資金残高の減少が生じるといった緊急支援が必要な状況が認められること」とあるが、貸借対照表や損益計算書	御指摘の施設(1 施設)については、設置主体が複数の施設を運営していることなどから、補助対象施設に係る正味財産増減計算書(損益計算書に相当する書類)の提供を受けて病院収支の悪化の状況を確認し、要件を満たしていると判断していたが、今後は法人の財務諸表も入手し申請要件を確認して

	が入手されていないものがあつた。これは、申請要件を確認していないまま補助金を給付していることとなり大変問題である。損益計算書及び貸借対照表は必ず入手・比較し緊急支援が必要な状況が認められるか否か検討する必要がある。	いく。
仕入税額控除について (空港交流課) 報告書 90 頁	【指摘事項】(福島空港定期路線維持緊急対策事業補助金) 消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。 (消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還) 第 12 条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第 7 号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。 現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないまま終了する可能性が高い。 消費税仕入控除税額があつた場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かつた場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。 また、上記交付要綱 12 条 2 項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があつた場合は返還されるべきである。 したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。	当該交付要綱に基づく対象事業者への補助は令和 6 年度で事業を終了するため、交付要綱の修正は行わず、対象事業者に対し、消費税及び地方消費税を含まない経費に係る補助とする運用に改めた。
仕入税額控除について(補助金収入の処理) (空港交流課)	【指摘事項】(福島空港定期路線維持緊急対策事業補助金) 当該補助金に関しての消費税の額の確定に伴う報告書において補助対象者のうち 1 社では、補助金返還相当額を 0 円と記載していた。その理由として、当該補助金を「課税取引として入金処理」しているためと記されている。補助金収入は不課税取引である。通常ではない処理をす	補助事業者との協議の結果、令和 5 年度分から補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない金額に改めることとした。

報告書 90 頁	ることによって補助金返還額を 0 円とすることは問題である。これについて、県ではコロナ禍での定期路線を運航維持させるための航空会社への政策的な支援であったが、現在補助事業者と対応協議中とのことである。	
実施状況報告書の未提出について (観光交流課) 報告書 93 頁	【指摘事項】(浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業) 浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業補助金交付要綱第 11 条には、「当補助事業の遂行の報告は浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業)実施状況報告書(第 4 号様式)により、知事が別に定める日までに行うものとする」旨の記載がある。しかし、当該補助金のすべての交付先から当該実施状況報告書が提出されていなかった。県の担当者によると事業の進捗状況等の確認はしていたが、必ず必要とは認識していなかったとのことである。担当者は交付要綱に記載された提出書類が補助金の交付先から全て提出されているかを慎重に確認するべきである。また、当該実施状況報告書が補助金の交付において必要がないと判断するのであれば、当補助金の交付要綱を変更するべきである。	当補助金の交付要綱を変更改正し、実施状況報告書は必要に応じて提出する旨を明記した。
仕入税額控除について (エネルギー課) 報告書 103 頁	【指摘事項】(福島県住宅用太陽光発電設備等設置補助事業) 消費税の確定に伴う補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。 (消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還) 第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第 6 号)を知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。 現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないまま終了する可能性が高い。 消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。 また、上記交付要綱 11 条 2 項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の	改正前から返還の有無に関わらず、仕入控除額を報告させており、変更による影響は発生しないことを確認している。 また、令和 6 年 4 月 1 日付で、福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱を改正し、返還が生じた場合は返還を命じるものとする旨明記した。

	交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。 したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。	
--	--	--